

一般事業行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 1月 1日～ 令和 9年 12月 31日までの3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和 7年 1月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 2月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修などによる全職員への周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和 7年 1月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 7年 2月～ 制度の導入
説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：看護休暇及び介護休暇について法を上回る日数を取得できるようにする。

＜対策＞

- 令和 7年 1月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7年 2月～ 育児・介護休業規程の改定
説明会による職員への周知